

東京大学宇宙線研究所運営委員会規則

(平成 16 年 4 月 1 日東大規則第 77 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、東京大学宇宙線研究所規則第 10 条に基づき、東京大学宇宙線研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定める。

(任務)

第 2 条 運営委員会は、東京大学宇宙線研究所（以下「研究所」という。）の運営について計画案を作成し、これを教授会に提出するものとする。

(構成)

第 3 条 運営委員会は、東京大学宇宙線研究所長（以下「所長」という。）及び次の各号に掲げる約 14 名の委員をもって構成する。

- (1) 研究所の教授又は准教授のうちから所長が命じた者
- (2) 学外の関連分野研究者のうちから所長が委嘱した者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、学内外の学識経験者のうちから所長が委嘱した者

2 委員の数は、学内外についてほぼ同数とする。ただし、学内者の数が運営委員会構成員の総数の 2 分の 1 を超えることはできない。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の招集及び議長)

第 5 条 所長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

(委員会の設置)

第 6 条 研究所における共同利用研究を円滑に進めるため、運営委員会のもとに次の各号に掲げる委員会を置く。

- (1) 東京大学宇宙線研究所共同利用研究運営委員会
- (2) 東京大学宇宙線研究所共同利用研究課題採択委員会

2 前項の委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(補則)

第 7 条 この規則に規定するもののほか、この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。